

伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が安心して公共交通を利用することができるよう、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む路線バス事業者及びタクシー事業者に対して、予算の範囲内において伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、伊勢原市補助金等の交付規則(昭和55年伊勢原市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業し、市内に営業所を有している者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業(特定の利用者を対象とした事業を除く。)を営業し、市内に営業所を有している者をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止に資する物品の購入及び作業を行う事業とする。ただし、令和2年4月1日以後実施するものに限る。

(補助対象事業者)

第4条 補助対象事業者は、次に掲げる事業者とする。

- (1) 市内を運行する路線を有する路線バス事業者
- (2) 市内を営業区域としているタクシー事業者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助事業の実施に要した経費とする。ただし、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 路線バス事業者 市内の営業所で保有するバス車両数に20,000円を乗じて得た額
- (2) タクシー事業者 市内の営業所で保有するタクシー車両数に10,000円を乗じて得た額

2 同一の事業者による補助金の交付は、1回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(第1号様式)に規則第5条第2項各号に掲げる書類を添えて、市長へ申請しなければならない。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第5条第2項第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 営業所の所在地を確認できる書類
 - (2) 営業所で保有する車両数を確認できる書類
 - (3) 路線バス事業者にあつては市内を運行する路線を有することを、タクシー事業者にあつては市内を営業区域としていることを確認できる書類
 - (4) 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し
- (補助金の交付時期)

第8条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「交付決定者」という。）は、補助金交付決定通知書（第2号様式）の受理後、速やかに補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し
- (4) その他事業実績を確認できる書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による事業実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定額通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金を交付しているときは、期限を定めて、その超える額について返還することを命ずるものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了した日の属する市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則（令和2年9月29日告示第114号）

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに完了した補助事業に係る補助金については、この告示は、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
法人等名
代表者名

㊟

伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金について、次のとおり申請します。

1 補助事業の目的及び内容	
2 経費配分及び使用方法	
3 事業実施時期	着手（予定）日 年 月 日 完了（予定）日 年 月 日
4 補助金の額（算出基礎）	補助金の額 円 (円× 車両 台= 円)
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 営業所の所在地を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 営業所で保有する車両数を確認できる書類 <input type="checkbox"/> 市内の運行路線を確認できる書類（路線バス事業者） <input type="checkbox"/> 営業区域が確認できる書類（タクシー事業者） <input type="checkbox"/> 一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることを証明する書類の写し

第2号様式（第8条関係）

補助金交付決定通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

（申請者） 様

伊勢原市長 印

年 月 日付けで交付申請のありました伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金について、次のとおり条件を付して交付決定したので通知します。

交付決定額 _____ 円

- 1 この補助金の対象となる事業及び内容は、年 月 日の補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この事業の実施に当たっては、伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- 3 市の監査を求められたときは、速やかに関係書類を提示しなければならない。
- 4 補助事業の内容や補助交付申請額等に変更があったときは、速やかに市長の承認を受けなければならない。

（事務担当は、 _____ ）

第3号様式（第8条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
法人等名
代表者名

㊞

年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のあった補助金について、伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

振込先金融機関

銀行・金庫・組合		支店・支所・出張所							
預金種別	普通 当座 その他	口座番号							
フリガナ									
名義人									

第4号様式（第9条関係）

業実績報告書

年 月 日

伊勢原市長 殿

所在地
法人等名
代表者名

㊟

年 月 日付け第 号をもって補助金交付決定通知のあった、伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業を完了したので、次のとおり報告します。

1 補助対象事業費	円
2 補助金交付決定額	円
3 完了した補助対象事業の成果	
4 事業完了年月日	年 月 日
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業報告書 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 領収書等代金を支払ったことを証する書類の写し <input type="checkbox"/> その他事業実績を確認できる書類 ()

第5号様式（第10条関係）

補助金確定額通知書

伊勢原市指令（ ）第 号
年 月 日

（申請者） 様

伊勢原市長 ⑩

年 月 日付けで提出されました事業実績報告書を審査した結果、伊勢原市バス・タクシー車両感染拡大防止支援事業補助金の額を次のとおり確定したので通知します。

- | | |
|------------------|---|
| 1 補助金交付（変更交付）決定額 | 円 |
| 2 補助金確定額 | 円 |

（事務担当は、 ）